

令和元年第2回伊勢崎市議会臨時会提出予定議案（概要）

種 別		件 名	件 数
専決処分	条例関係	伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について ほか3件	4
	財政関係	平成30年度伊勢崎市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について ほか1件	2
	計		6
その他	損害賠償	和解及び損害賠償の額を定めることについて	1
	計		1
合 計			7

※ 報 告

- 第10号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 第11号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 第12号 平成30年度伊勢崎市一般会計繰越明許費の繰越しについて
- 第13号 平成30年度伊勢崎市学校給食センター事業費特別会計繰越明許費の繰越しについて
- 第14号 平成30年度伊勢崎市下水道事業費特別会計繰越明許費の繰越しについて

令和元年第2回伊勢崎市議会臨時会提出予定議案（内容説明）

種別	番号	件名	内容	主管課名
専決処分	47	伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について	<p>地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正及び地方税法施行令等の一部を改正する政令による地方税法施行令の一部改正に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 第1条関係</p> <p>ア 個人市民税関係</p> <p>① 住宅借入金等特別控除に係る申告要件を削るもの</p> <p>② 住宅借入金等特別控除に係る特例控除の新設に伴い、適用期限を延長するもの</p> <p>③ 都道府県等への寄附金税額控除の対象を特例控除対象寄附金とするもの</p> <p>イ 固定資産税関係</p> <p>引用する項ずれ等を改めるもの</p> <p>ウ 軽自動車税関係</p> <p>① 軽自動車税の重課及び軽課に係る規定の整備を図るもの</p> <p>② 引用する項ずれを改めるもの</p> <p>(2) 第2条関係</p> <p>ア 軽自動車税関係</p> <p>① 軽自動車税の重課に係る規定の整備を図るもの</p> <p>② その他条文の整備を図るもの</p>	市民税課
	48	伊勢崎市都市計画税条例	地方税法等の一部を改正す	資産税課

		の一部を改正する条例の専決処分の承認について	る法律による地方税法の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの 【概要】 引用する項ずれを改めるもの	
49	伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について	地方税法施行令等の一部を改正する政令による地方税法施行令の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの 【概要】 (1) 基礎課税額に係る課税限度額を58万円から61万円に改めるもの (2) 5割減額対象世帯の減額所得基準について、被保険者1人につき加算する金額を27万5,000円から28万円に改めるもの (3) 2割減額対象世帯の減額所得基準について、被保険者1人につき加算する金額を50万円から51万円に改めるもの	国民健康保険課	
50	伊勢崎市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について	介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令による介護保険法施行令の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの 【概要】 (1) 介護保険法施行令（以下「令」という。）第39条第1項第1号に該当する被保険者について、平成31年度及び平成32年度の保険料率を27,300円とするもの (2) 令第39条第1項第2号に該当する被保険者について、平成31年度及び平成	介護保険課	

			<p>32年度の保険料率を41,800円とするもの</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に該当する被保険者について、平成31年度及び平成32年度の保険料率を52,700円とするもの</p>	
	51	平成30年度伊勢崎市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について	<p>※歳入歳出予算の総額からそれぞれ20,644千円を減額し、総額をそれぞれ73,625,631千円としたもの</p> <p>※地方債を補正したもの</p>	財政課
	52	平成31年度伊勢崎市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について	<p>※歳入歳出予算の総額にそれぞれ30,000千円を追加し、総額をそれぞれ75,330,000千円としたもの</p>	財政課
その他	53	和解及び損害賠償の額を定めることについて	<p>伊勢崎市波志江町1903番地1の伊勢崎市立第三中学校校庭において、駅伝部の練習中に同校の生徒が重度の熱中症を発症した事故について、相手方が健康保険法第57条に基づき損害賠償請求権を取得したもの</p>	学校教育課